

津山市スマートシティ推進協議会設置規約

令和5年10月24日

(目的と設置)

第1条 「少し先の未来の、便利で快適な技術や仕組みを、いち早く生活に実装する環境を整備し、新たな価値を創造し続け、将来にわたって「住み続けたい」と感じられる便利で快適なまち」を目指し、産学官が連携してデジタル技術を活用した取組を推進し、地域課題を解決することを目的として、津山市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スマートシティの実現に向けたデジタル技術に係る実証事業及び実装の推進に関すること。
- (2) 会員による地域課題の解決策等の提案及び実施に対する支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事業の市民への普及、啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第3条 協議会は、第1条に定める目的に賛同し、本規約を遵守する次の会員をもって組織する。なお、会員は企業、大学などの法人・団体を単位とし、個人を含まないものとする。

- (1) 幹事会員 津山市、津山商工会議所、作州津山商工会、美作大学、津山工業高等専門学校及び幹事会で必要と認めた団体
- (2) パートナー会員 会員としての参画の申出に加え、本市を活動領域とした具体的な事業の提案等の申出を行い、登録された団体
- (3) 一般会員 会員としての参画の申出を行い、登録された団体

2 前項第2号及び第3号の会員として参画を希望する者は、登録申請を行い会長に承認を得るものとする。

3 協議会を退会しようとする会員は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を棄損する行為があったとき又はその他退会させるべき正当な事由があるときは、会長は、当該会員を退会させることができる。

(会長)

第4条 協議会の会長は、会務を統括して協議会を代表する。

2 会長は、津山市長をもって充てる。

(総会)

第5条 協議会の会議として、総会を置く。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は定例会を年1回開催するほか、会長が必要と認めるときは臨時会を開催することができる。

4 総会においては、次の事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

(2) その他協議会の運営に係る重要事項に関すること。

5 総会は、過半数の出席（委任を含む）により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。

(会費等)

第6条 協議会の事業を行うために必要な経費が生じた場合は、協議会の決定に基づき、費用の分担を求めることができる。

(幹事会)

第7条 次の各号に掲げる事項を調整するため、協議会に幹事会を設置する。

(1) 協議会の基本となる活動方針の決定に関すること。

(2) 協議会の運営に関する規定の制定に関すること。

(3) 新たに協議会に入会しようとする者の承認に関すること。

(4) 分科会の設置、活動期間延長及び廃止の決定に関すること。

(5) 秘密情報の取扱いに関すること。

(6) その他協議会の目的の達成に資する事項に関すること。

2 幹事会は、会長及び幹事会員の代表者で組織する。

3 会長は幹事会を招集し、議事を司る。

4 幹事会は定例会を年に2回開催するほか、会長が必要と求めるときには臨時会を開催することができる。

5 幹事会は、幹事会員の代表者の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。

6 幹事会は、必要に応じて書面（電磁的方法を含む）による開催とすることができる。

7 幹事会の会議において必要と認めるときは、アドバイザーその他構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 分科会は、会員の申出により幹事会の承認を経て組織するものとする。

2 その他分科会に関し必要な事項は、幹事会において別に定める。

(秘密保持)

第9条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容又は他の会員（以下「開示者」と言う。）に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 秘密情報とは、協議会の活動を通じて入手した情報のうち、次の各号に定めるものをいう。

(1) 個人情報

(2) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示時に会員が秘密として指定したもの

(3) その他開示者が秘密情報として指定したもの

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 知り得た時点で、既に公知となっていた情報

(2) 知り得た時点で、開示者から秘密情報に当たらない旨の通知を受けた情報

(3) 知り得た後、会員の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

(4) 第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報

4 第三者への情報開示が必要な場合は、秘密情報開示者の同意及び幹事会の決議を得るものとする。

5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関若しくは行政機関の要請により、秘密情報の開示を要求された場合は、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。

6 前各項の規定は、会員が退会し、又は協議会が解散した後も、その効力を有するものとする。

(会員の地位の譲渡)

第10条 会員は、その地位を第三者に譲渡することはできない。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、津山市企画財政部デジタル推進室に事務局を置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、協議会の設立の日から施行する。